今治育成園に係る指定管理者の指定予定者となる団体の選定について

担当課：健康福祉部障がい福祉課

今治育成園の指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選考した。

1　施設の概要

（1）所在地　　今治市今治市町谷甲746番地

（2）施設の設置目的　　障がい者に対し必要な施設障がい福祉サービスを行うことにより、障がい者の福祉の増進を図ること

2 申請概要

（1）申請受付期間　　令和8年9月24日（木）～令和8年9月30日（水）

（2）申請者（1団体）

団　体　名	代　表　者　名	住　　所
社会福祉法人 今治福祉施設協会	理事長　福田　豊	今治市南宝来町一丁目９番地８

3 審査の概要と結果

（1）審査の方式

今治育成園指定管理者選定審議会において、申請者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判定し、指定予定者として選定した。

（２）審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準	配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保	（確保されない場合は失格）
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性	40点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の設置目的及び性質に応じた適切な収支計画の提案 ・実現の可能性	25点
【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力（管理運営組織） ・物的能力 ・申請者の安定性及び信頼性 ・実現の可能性	30点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 ・障がい者雇用への取組 ・子育て支援への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組み ・実現の可能性	15点
【Ⅵ】申請者の実績 ・モニタリング結果	8点
【Ⅶ】全般 ・申請者の取組み姿勢	25点
合計点数	143点

（３）審査結果

審査結果は次表のとおりで、社会福祉法人今治福祉施設協会を指定管理者として選定した。

団体名	社会福祉法人　今治福祉施設協会
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	32.8点
審査基準Ⅲ	25.0点
審査基準Ⅳ	25.8点
審査基準Ⅴ	12.0点
審査基準Ⅵ	8.0点
審査基準Ⅶ	22.0点
合　　計	125.6点

○審査基準Ⅰについては、適正と認められた。
○審査基準Ⅱについては、長年障がい者支援を続けてこられており、施設の設置目的に適合した提案が評価された。また、アンケートや個別面談が実施され、サービス向上に繋げている点が評価された。
○審査基準Ⅲについては、提案された管理経費が指定管理料の上限額以内であり、適正と認められた。
（指定管理料基準額：0円）
○審査基準Ⅳについては、当該施設の運営の実績があり、能力の高い運営主体として評価された。
○審査基準Ⅴについては、職員の子育て支援やハラスメント防止規程の取り組みが評価された。
○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「Ａ」であり、実績が十分にあると認められた。
○審査基準Ⅶについては、指定管理の業方針が施設の設置目的と適合しており、当該施設に対する思い入れや熱意が十分に感じられ、経営理念もしっかりとしている。また、これまでの指定管理運営の実績などから、指定管理業務の実施に大いに期待できることが評価された。

以上、住民の平等利用の確保、施設の効用発揮、管理経費縮減、人的・物的能力とも優れており、施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は、社会福祉法人今治福祉施設協会を指定予定者として選定した。
また、審査の際に、施設の管理運営に対する要望・意見が下記のとおり出た。
○利用者の高齢化・重度化への対応を継続的に進められたい。
○支援の質を確保しながら職員負担の軽減に努められたい。
○利用者の生活の質の向上に向けた取組を推進されたい。

※ 点数は各委員の平均値

４ 指定期間　　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで